

令和5年第14回茂原市教育委員会会議（12月定例会）日程

日時：令和5年12月20日（水）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定
について

議案第2号 茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第3号 茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

（報告事項）

1 行事の共催、後援及び協賛について

2 令和6年茂原市教育委員会会議1月定例会及び2月定例会の日程について

3 その他

4 閉会宣言

議案第1号

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年12月20日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

茂原市立小学校及び中学校管理規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第43条第3項本文中「看護休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加え、同項ただし書中「休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由 千葉県「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正に伴い、学校の教職員を対象とした子育て部分休暇が規定されたため、所要の改正をするものです。

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(休暇) 第43条 (略) 2 (略) 3 職員の療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）、特別休暇（女性職員の出産によるものを除く。）、看護休暇、<u>子育て部分休暇</u>及び組合休暇は、校長が承認する。ただし、校長の看護休暇、<u>子育て部分休暇</u>及び引き続き5日以上にわたるものは、教育長が承認する。 4・5 (略)</p>	<p>(休暇) 第43条 (略) 2 (略) 3 職員の療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）、特別休暇（女性職員の出産によるものを除く。）、看護休暇及び組合休暇は、校長が承認する。ただし、校長の看護休暇及び引き続き5日以上にわたるものは、教育長が承認する。 4・5 (略)</p>

附 則（令和5年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第2号

茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和5年12月20日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

茂原市立学校職員服務規程（昭和47年茂原市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第8項中「承認申請書を」の次に「、子育て部分休暇を取得しようとする場合にあっては子育て部分休暇承認申請書を」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 職員は、子育て部分休暇を取得しようとする場合は、子育て部分休暇承認申請書（別記第10号様式の3）を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

別記第10号様式の3を次のように改める。

第10号様式の3（第10条第8項）

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日

(宛先)

所 属

職氏名

私は、下記により子育て部分休暇の承認を申請します。

記

1 申請に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日			
2 申請期間及び 時間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分	
3 備考				

- 注 1 この申請書には、申請に係る子の氏名、申請者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子育て部分休暇の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する□には✓点を記入すること。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

提案理由 千葉県「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正に伴い、学校の教職員を対象とした子育て部分休暇が規定されたため、所要の改正をするものです。

茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	現 行
<p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 職員は、子育て部分休暇を取得しようとする場合は、子育て部分休暇承認申請書(別記第10号様式の3)を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>9 校長は、療養休暇(結核性疾患によるものを除く。)、特別休暇(女性職員の出産によるものを除く。)<u>及び組合休暇であつて、引き続き5日以上にわたるもの</u>を取得しようとする場合にあつては休暇申請書を、看護休暇を取得しようとする場合にあつては看護休暇承認申請書を、<u>子育て部分休暇を取得しようとする場合にあつては子育て部分休暇承認申請書を、</u>教育長に提出してその承認を受けなければならない。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 校長は、療養休暇(結核性疾患によるものを除く。)、特別休暇(女性職員の出産によるものを除く。)<u>及び組合休暇であつて、引き続き5日以上にわたるもの</u>を取得しようとする場合にあつては休暇申請書を、看護休暇を取得しようとする場合にあつては看護休暇承認申請書を、教育長に提出してその承認を受けなければならない。</p>

改正後

現 行

第10号様式の3（第10条第8項）

第10号様式の3（第10条第8項）

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日

(宛先)

所 属

職氏名

私は、下記により子育て部分休暇の承認を申請します。

記

1 申請に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生 年 月 日		
2 申請期間及び 時間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分～ 時 分
3 備考			

- 注 1 この申請書には、申請に係る子の氏名、申請者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子育て部分休暇の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する口には✓点を記入すること。

第10号様式の3 削除

改正後				現 行		
(裏)						
氏 名						
職員コード						
子育て部分休暇の承認の取消しを請求する日時			時間数	取消 請求日	取消 承認日	備考
日付	午前	午後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

附 則 (令和5年〇月〇日茂原市教育委員会訓令第〇号)
この訓令は、公示の日から施行する。

報告事項 1

行事の共催、後援及び協賛について

令和5年11月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告しま

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」（平成12年教育委員会訓令第3号）より

「共催」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日	～	月	日			
1	17	～	2	9	美術館・郷土資料館	長生郡市小中学校作品展	長生教育研究会
1	19	～	1	24	美術館・郷土資料館	第59回 市内高校合同美術展	市内高校合同美術展事務局

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日	～	月	日			
2	4				体育課	わくわく野球あそびin茂原市【ボールであそぼう！with高校球児】	(一財)千葉県まちづくり公社千葉県立長生の森公園管理事務所

○日程について

令和 6 年 茂原市教育委員会会議 1 月定例会
日時：1 月 2 4 日（水） 1 5 : 0 0 ~ 場所：市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

※ 1 4 : 0 0 ~

茂原市教育委員会感謝状贈呈式
市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

令和 6 年 茂原市教育委員会会議 2 月定例会
日時：2 月 1 3 日（火） 1 3 : 1 5 ~ 場所：市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

※ 1 5 : 0 0 ~

学芸・文化・体育功労者等表彰式
市役所 5 階 5 0 1 ・ 5 0 2 会議室